

令和5年第5回常陸太田市議会定例会会議録

令和5年9月1日（金）

議事日程（第1号）

令和5年9月1日午前10時開議

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 報告第17号 令和4年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
報告第18号 令和4年度決算に基づく資金不足比率の報告について
報告第19号 専決処分の報告について（和解について）
報告第20号 専決処分の報告について（和解について）
報告第21号 専決処分の報告について（和解について）
報告第22号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）
報告第23号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度常陸太田市一般会計補正予算（第5号））
- 日程第 3 議案第46号 公共施設の料金改定に伴う関係条例の整備について
議案第47号 常陸太田市し尿処理場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
議案第48号 常陸太田市火災予防条例の一部改正について
議案第49号 市有財産の無償譲渡について
議案第50号 常陸太田市町田運動公園整備工事請負契約について
- 日程第 4 議案第51号 令和4年度常陸太田市一般会計歳入歳出決算認定について
議案第52号 令和4年度常陸太田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第53号 令和4年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議案第54号 令和4年度常陸太田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第55号 令和4年度常陸太田市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
議案第56号 令和4年度常陸太田市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
議案第57号 令和4年度常陸太田市簡易水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
議案第58号 令和4年度常陸太田市下水道事業等会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第 5 議案第59号 令和5年度常陸太田市一般会計補正予算（第6号）について

- 議案第60号 令和5年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第61号 令和5年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第62号 令和5年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第63号 令和5年度常陸太田市下水道事業等会計補正予算（第1号）について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 報告第17号ないし報告第23号（一括上程・報告案件説明）
- 日程第 3 議案第46号ないし議案第50号（一括上程・提案理由説明）
- 日程第 4 議案第51号ないし議案第58号（一括上程・提案理由説明）
- 日程第 5 議案第59号ないし議案第63号（一括上程・提案理由説明）
-

出席議員

- | | | | | | |
|-----|-------|----|-----|------|-----|
| 7番 | 藤田謙二 | 議長 | 8番 | 深谷涉 | 副議長 |
| 1番 | 石川剛 | 議員 | 2番 | 根本仁 | 議員 |
| 3番 | 鴨志田悟 | 議員 | 4番 | 森山一政 | 議員 |
| 5番 | 小室信隆 | 議員 | 6番 | 菊池勝美 | 議員 |
| 9番 | 平山晶邦 | 議員 | 10番 | 益子慎哉 | 議員 |
| 11番 | 深谷秀峰 | 議員 | 12番 | 高星勝幸 | 議員 |
| 13番 | 成井小太郎 | 議員 | 14番 | 茅根猛 | 議員 |
| 15番 | 後藤守 | 議員 | 16番 | 高木将 | 議員 |
| 17番 | 宇野隆子 | 議員 | | | |
-

説明のため出席した者

- | | | | |
|------|--------|-------|-----------|
| 宮田達夫 | 市長 | 田中慈和 | 副市長 |
| 滝睦美 | 教育長 | 綿引誠二 | 政策推進室理事 |
| 岡部光洋 | 総務部長 | 柴田道彰 | 企画部長 |
| 小又理恵 | 市民生活部長 | 中嶋みどり | 保健福祉部長 |
| 岡田和也 | 農政部長 | 根本晋 | 商工観光部長 |
| 高橋学 | 建設部長 | 山口宏造 | 会計管理者 |
| 畠山卓也 | 上下水道部長 | 後藤一人 | 消防長 |
| 西野保 | 教育部長 | 榭一行 | 農業委員会事務局長 |

綿 引 久 雄 秘 書 課 長 富 山 晴 美 総 務 課 長
井 坂 光 利 監 査 委 員

事務局職員出席者

根 本 勝 則 事 務 局 長 澤 幡 聡 次長兼議事係長

午前10時開会

○藤田謙二議長 ご報告いたします。

ただいま出席議員は17名であります。

よって、定足数に達しております。

これより令和5年第5回常陸太田市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○藤田謙二議長 会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員には、会議規則第88条の規定により

3番 鴨志田 悟 議 員 13番 成 井 小 太 郎 議 員

の両名を指名いたします。

諸般の報告

○藤田謙二議長 諸般の報告を行います。

去る7月20日に、東京都八王子市において、茨城県市議会議長会視察研修会が開催されました。会議内容については、お手元の議長会経過報告書によりご承知願います。

次に、「地方自治法」第233条第5項の規定により、令和4年度常陸太田市一般会計及び特別会計決算に係る主要な施策の成果報告書が、お手元のとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、「地方自治法」第235条の2第3項の規定により、監査委員から、令和5年7月及び8月の例月現金出納検査の結果について、お手元のとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、「地方自治法」第243条の3第2項の規定により、一般財団法人里美ふるさと振興公社、株式会社水府振興公社並びに常陸太田産業振興株式会社のそれぞれの経営状況を説明する書類が、お手元のとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条第1項の規定により、教育委員会から、令和5年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書が、お手元のとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、「地方自治法」第121条の規定により、提出案件説明のため、次の者を議場に出席するよう要求いたしましたので、ご報告いたします。

市長	宮田達夫君	副市長	田中慈和君
教育長	滝睦美君	政策推進室理事	綿引誠二君
総務部長	岡部光洋君	企画部長	柴田道彰君
市民生活部長	小又理恵君	保健福祉部長	中嶋みどり君
農政部長	岡田和也君	商工観光部長	根本晋君
建設部長	高橋学君	会計管理者	山口宏造君
上下水道部長	畠山卓也君	消防長	後藤一人君
教育部長	西野保君	農業委員会事務局長	榊一行君
秘書課長	綿引久雄君	総務課長	富山晴美君
監査委員	井坂光利君		

以上、19名でございます。

市長挨拶

○藤田謙二議長 この際、市長より招集のご挨拶を願います。市長。

〔宮田達夫市長 登壇〕

○宮田達夫市長 皆さん、おはようございます。本日は、関東大震災から100年目となる防災の日でございますけれども、今年の7月14日からの記録的な大雨によりまして、秋田市では甚大な被害が発生をいたしました。秋田市に対する災害支援の結果につきまして、まず、ご報告を申し上げます。

まず、秋田市からの要請によりまして、職員17名を3回にわたり15日間派遣をいたしました。これは秋田市の被害家屋の調査を主な業務として行ってまいっております。

次に、18名の職員ボランティアが1日ではございましたけれども、被災家屋の清掃作業に従事をしてまいりました。この18名の職員の中には、副市長をはじめ、社会人になってまだ6か月もたっていない18歳の新規採用職員も参加をいたしました。

私は、自らの意思で自らの行動で、副市長や新採職員がボランティアに参加をするという、こういう熱い組織が、非常に感動しておりまして、これから、また一緒に仕事をしていけるということに、非常にうれしさを感じております。

次に、市民の皆様、また、議会の皆様にご協力をいただいた災害支援金の総額でございますけれども、176万8,409円が集まりました。本日決算の上、来週に秋田市のほうに送金をしたと思っております。

次に、道の駅ひたちおおたのEV用充電器更新工事の取り止めについて、ご報告をいたします。更新工事の財源として見込んでおりました国の補助金について、申請手続に不備があり、取下げざるを得ない状況となりました。次年度、改めて補助金申請を行い、整備をしてまいります。

次に、子育て世代生活支援給付金案内通知への誤記載についてご報告をいたします。物価高騰

の影響を受けている子育て世帯に対して、本市が独自に支給を行う給付金の案内通知において、一部の世帯員以外の児童名を記載する事案がございました。誤記載のありました世帯に対し、おわびを行いますとともに、委託事業者に対し厳重注意を行い、再発防止策の提出を求めたところでございます。

次に、新たな地域コミュニティの設立についてご報告をいたします。設立に向けて協議を進めてまいりました金井町等16町会の区域において、来月15日、仮称ではございますが、太田地区コミュニティが設立の運びとなりました。平成26年に当制度がスタートして以来、9番目、常陸太田地区では初めての設立となります。市といたしましても、活動の拠点となる施設を整備するなど、引き続き、積極的な支援を行ってまいります。

次に、8月22日から募集を開始いたしましたプレミアム付商品券について、ご報告をいたします。昨年度に引き続き、プレミアム率を30%に引き上げますとともに、65歳以上となる市民の方には優先的に購入いただけるよう配慮をいたしました。これまで紙で発行していた商品券を市独自のデジタル地域通貨じょうづるさんPay、また、カード方式で発行することによりまして、デジタル化も推進してまいります。

8月31日現在で7,567人の方から申込みがあり、このうち65歳以上の方からの申込みは4,284人、約57%となっております。物価高騰の影響を受けている市民の負担の軽減と市内商工業者の支援を図り、地域経済の活性化につなげてまいります。

次に、6月にパルティホールで収録されましたNHK民謡魂ふるさとの唄が、去る8月26日に放映をされました。NHKによる本市で収録された1時間番組であり、本市の全国的なPRにも寄与したほか、収録日には、来場者に対しまして、私から、本市の魅力を直接伝えさせていただきました。さらに、当日は道の駅の営業時間を延長するなど、おもてなしサービスも実施したところでございます。

来年の市制施行70周年、合併20周年事業に向け、引き続き、様々な取組を通じて、盛り上げてまいります。

さて、本定例会に提案をさせていただきます案件でございますが、令和4年度の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告各1件、専決処分の報告4件、専決処分の承認1件、関係条例の整備1件、条例の一部改正2件、市有財産の無償譲渡1件、工事請負契約1件、令和4年度歳入歳出決算認定8件、令和5年度補正予算5件、合わせまして25件でございます。

なお、補正予算につきましては、避難行動要支援者に対する非常持ち出し用リュックの購入、及び、乗り合いタクシーの利便性向上に向けた事業拡充に係る費用等を計上しております。

また、議会最終日に人事案件2件、及び、道の駅ひたちおおたのEV充電設備更新費用を減額する補正予算1件を追加提案する予定でございます。

各議案の提案理由につきましては、議題となりましたときに副市長、担当部長よりご説明をさせていただきます。

議員の皆様には、慎重なるご審議の上、適切にご議決を賜りますようお願いを申し上げまして、開会に当たりましてのご挨拶といたします。

○藤田謙二議長 本日の議事日程は、お手元の議事日程表のとおりといたします。

日程第1 会期の決定

○藤田謙二議長 日程第1，会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、お手元の会期予定表のとおり、本日から9月21日まで21日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤田謙二議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月21日まで21日間と決定いたしました。

日程第2 報告第17号ないし報告第23号

○藤田謙二議長 次、日程第2，報告第17号令和4年度決算に基づく健全化判断比率の報告について、報告第18号令和4年度決算に基づく資金不足比率の報告について、報告第19号専決処分の報告について（和解について）、報告第20号専決処分の報告について（和解について）、報告第21号専決処分の報告について（和解について）、報告第22号専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）、報告第23号専決処分の承認を求めることについて（令和5年度常陸太田市一般会計補正予算（第5号）），以上7件を一括議題といたします。

報告案件の説明を求めます。副市長。

〔田中慈和副市長 登壇〕

○田中慈和副市長 提案者に代わりまして、ご説明いたします。私からは、報告第17号から報告第23号までの7件につきまして、ご説明いたします。

恐れ入りますが、01議案書（報告第17号から議案第50号）と表記されているファイルをお開きいただきまして、4ページをご覧ください。

報告第17号は、令和4年度決算に基づく健全化判断比率の報告についてでございます。「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条第1項の規定により、令和4年度決算に基づき算定した健全化判断比率を、監査委員の意見を付して下記のとおり報告するものでございます。

中段の令和4年度決算に基づく健全化判断比率の表をご覧ください。

表中、健全化判断比率の欄が常陸太田市の実績、早期健全化基準の欄は国が示す基準となり、この基準を上回りますと市の財政運営に国の関与を受けることとなります。

まず、1の実質赤字比率につきましては、一般会計における標準財政規模に対する実質赤字額の割合でございます。令和4年度の一般会計における実質収支は黒字でございましたので、比率は発生してございません。

次に、2の連結実質赤字比率でございますが、一般会計に加え、公営企業会計など全ての会計における標準財政規模に対する実質収支の赤字額または資金不足額の割合でございます。こちら

につきましても、全ての会計において黒字でしたので、比率は発生してございません。

続きまして、3の実質公債費比率につきましても、標準財政規模に対する公営企業会計などにおける一般会計が負担すべき額を含めた地方債の返済額の割合でございます。比率は3.8%となっており、早期健全化基準の25%を下回っております。

最後に、4の将来負担比率につきましても、標準財政規模に対する地方債の返済額など、一般会計が将来負担することとなる額の割合でございます。こちらにつきましても、基金などの充当可能な財源がありますことから、比率は発生しておりません。

5ページから8ページに監査委員の意見書を、また、参考といたしまして、ファイル名、令和4年度健全化比率カード・決算カードを格納しておりますので、後ほどご覧おき願います。

報告第17号は以上でございます。

続きまして、9ページをご覧願います。

報告第18号は、令和4年度決算に基づく資金不足比率の報告についてでございます。「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第22条第1項の規定により、令和4年度決算に基づき算定した資金不足比率を監査委員の意見を付して下記のとおり報告するものでございます。

中段の令和4年度決算に基づく資金不足比率の表をご覧願います。

表中、資金不足比率の欄が常陸太田市の実績、経営健全化基準の欄が国が示す基準となり、この基準を上回ると、市の財政運営に国の関与を受けることとなります。

資金不足比率は、各公営企業の資金不足額が料金収入などの事業規模に対してどの程度かを示すものでございますが、全ての公営企業会計において黒字決算であることから、比率は発生しておりません。

10ページから11ページにかけまして、監査委員の意見書を付してございますので、後ほどご覧おき願います。

報告第18号は以上でございます。

続きまして、12ページをご覧願います。

報告第19号は、専決処分の報告についてでございます。

13ページに専決処分書の写しがございますが、和解について、「地方自治法」第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同法同条第2項の規定により報告するものでございます。

1の和解相手につきましては、岐阜県大垣市田口町1、西濃運輸株式会社取締役社長小寺泰久でございます。

2の事故内容でございますが、本年4月18日、東染町内のバス待合施設において、和解相手の車両が道路左側に車寄せをした際に、バス待合施設の屋根に接触し、被害が生じたものでございます。

3の和解内容についてですが、相手方は、修繕に当たった業者に9万1,300円を支払うものとして、本年6月20日に和解が成立してございます。

報告第19号は以上でございます。

続きまして、14ページをご覧ください。

報告第20号は、専決処分の報告についてでございます。

15ページに専決処分書の写しがございますが、和解について、「地方自治法」第180条第1項の規定により専決処分をしましたので、同法同条第2項の規定により報告するものでございます。

1の和解相手につきましては、個人情報保護の観点から、個人とさせていただきます。

2の事故内容でございますが、本年4月7日、太田公民館敷地内において、和解相手が車の運転操作を誤り、太田公民館建屋に衝突し、被害が生じたものでございます。

3の和解内容についてですが、相手方は修繕に当たった業者に60万1,700円を支払うものとして、本年6月20日に和解が成立しております。

報告第20号は以上でございます。

続きまして、議案書の16ページをご覧ください。

報告第21号は、専決処分の報告についてでございます。

17ページに専決処分書の写しがございますが、和解について、「地方自治法」第180条第1項の規定により専決処分をしましたので、同法同条第2項の規定により報告するものでございます。

1の和解相手につきましては、個人情報保護の観点から、個人とさせていただきます。

2の事故内容でございますが、本年5月5日、岩手町202番地付近の市道において、和解相手が車のハンドル操作を誤り、NTT東日本株式会社所有の電柱に衝突し、建て替えが必要となり、当該電柱に共架されている市所有の光ファイバーケーブルについて張り替えが必要となったものでございます。

3の和解内容についてですが、相手方が本市に19万300円を支払うものとして、本年6月27日付で本処分を決定し、7月7日に和解が成立しております。

報告第21号は以上でございます。

続きまして、議案書の18ページをご覧ください。

報告第22号は、専決処分の報告についてでございます。

19ページに専決処分書の写しがございますが、和解及び損害賠償額の決定について、「地方自治法」第180条第1項の規定により専決処分をしましたので、同法同条第2項の規定により報告するものでございます。

1の和解相手につきましては、個人情報保護の観点から、個人とさせていただきます。

2の事故内容でございますが、本年3月3日、日立市石名坂町の民間施設駐車場において、市職員が公用車のドアをあけた際、強風にあおられ、和解相手の車両に接触し、相手車両が破損したものでございます。

3の和解内容についてですが、市が修繕に当たった業者に2万1,549円を支払うものとして、本年7月10日付で本処分を決定し、7月13日に和解が成立しております。

報告第22号は以上でございます。

続きまして、議案書の20ページをご覧ください。

報告第23号は、専決処分の承認を求めることについてでございます。

21ページに専決処分書の写しがございますが、新型コロナウイルスワクチン追加接種等に係る予算措置について、令和5年度常陸太田市一般会計補正予算（第5号）を本年8月23日付で専決処分させていただきました。

今回の補正につきましては、本年8月4日付、厚生労働省から事務連絡により、今後の新型コロナウイルスワクチン接種の方針が示され、生後6か月以上の方への初回接種及び追加接種可能な全ての年齢の方を対象とした追加接種等について、9月以降、本年度末まで、全額公費負担により実施することとなったことによるものでございます。

23ページをご覧ください。

第1条で歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億2,214万1,000円を追加し、総額を265億2,570万3,000円としたものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、28ページをご覧ください。

歳入でございます。

1段目の15款1項国庫負担金及び2段目の15款2項国庫補助金の補正につきましては、いずれも今回の補正の財源として追加したものでございます。

歳入は以上でございます。

29ページをご覧ください。

歳出でございます。

4款1項2目予防費に、1節報酬から18節負担金、補助及び交付金、合わせまして1億2,214万1,000円を追加したものでございます。

なお、記載はございませんが、対象者は、初回接種が生後6か月以上の未接種者で、接種を希望する方45人分、追加接種が2万9,000人分を見込んでおります。

報告第23号は、以上でございます。

報告案件に係る私からの説明は以上でございます。

○藤田謙二議長 説明は終わりました。

日程第3 議案第46号ないし議案第50号

○藤田謙二議長 次、日程第3、議案第46号公共施設の料金改定に伴う関係条例の整備について、議案第47号常陸太田市し尿処理場の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第48号常陸太田市火災予防条例の一部改正について、議案第49号市有財産の無償譲渡について、議案第50号常陸太田市町田運動公園整備工事請負契約について、以上5件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

〔田中慈和副市長 登壇〕

○田中慈和副市長 提案者に代わりまして、ご説明いたします。

恐れ入りますが、議案書33ページをご覧ください。

議案第46号は、公共施設の料金改定に伴う関係条例の整備についてでございます。

提案理由でございますが、市内における公共施設について、類似施設の料金体系の均衡を図る等の見直しをするため、関係条例の整備をするものでございます。

今回改正する関係条例は10条例でございますが、具体的な改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。

恐れ入りますが、41ページをご覧ください。

まず、第1条は、常陸太田市総合福祉会館の設置及び管理に関する条例でございます。温浴施設については、市内にある4つの温浴施設の利用時間、利用料金、年齢区分に関する規定を統一するものでございます。なお、利用料金につきましては、各温浴施設とも、光熱費等の高騰により、令和4年度の決算上、約540万円から1,000万円を超える赤字を計上するなど、収益は大幅に悪化していることなども踏まえ、西金砂湯けむりの郷の現行の条例の利用料金に統一しますが、実際の利用料金の設定に際しましては、改正後の条例上の利用料金を上限として、収支状況などを踏まえ、指定管理者と協議の上、統一感を持って設定するほか、市民を対象とした割引等のサービスについても、指定管理者に提案を求めることとしてまいります。

また、年齢区分につきましては、^{だいにん}大人料金を中学生以上の者に、^{しょうにん}小人料金を小学生に、利用時間につきましては、営業終了時間を午後9時に統一するものでございます。

42ページをご覧ください。

第2条は、常陸太田市健康センターの設置及び管理に関する条例でございます。本施設は、北消防署金砂出張所として使用しており、会議室及び調理室の貸出しを行っていないことから、左側改正案のとおり、別表を見直すものでございます。

なお、今回の改正により、別表中の単位の記載についても整理をしております。

43ページをご覧ください。

第3条は、常陸太田市営斎場の設置及び管理に関する条例でございます。火葬場の利用料金について、近隣市町の同様施設における利用料金等を参考として見直すものでございます。また、市営斎場及び市営里美斎場の告別式場等の利用料金を統一するものでございます。

なお、告別式場の本市の住民の利用料金は、値上げ額を考慮し、実際の利用料金改定に際しましては、段階的に引き上げていくこととしております。

44ページをご覧ください。

第4条は、常陸太田市営里美斎場の設置及び管理に関する条例でございます。別表に規定する告別式場の本市以外の住民の利用料金について、改正後の市営斎場の料金等を統一するため、6万6,000円から9万9,000円に改めるものでございます。

45ページをご覧ください。

第5条は、常陸太田市水府ふるさとセンターの設置及び管理に関する条例でございます。第1条同様に、利用料金、年齢区分に関する規定を統一するものでございます。

また、右側現行欄の別表の備考第3号の回数券につきましては、現在、実施の有無や回数券の内容が施設により異なることから、運用上での実施とし、条例の規定は削るものでございます。

46ページをご覧ください。

第6条は、常陸太田市里美温泉保養センターの設置及び管理に関する条例でございまして、第1条第5条同様に、利用料金、年齢区分、利用時間に関する規定を統一し、第5条同様に、回数券に関する規定を削るものでございます。

また、本条例には、里美温泉スタンドの規定がございしますが、当該施設は、湯量の減少により平成28年度以降休止しており、今後も再開の見通しが立てられないことから、当該施設を規定する条文等の表中、温泉スタンドに関する記載を削り、改正案のとおり規定を見直すものでございます。

48ページをご覧ください。

第7条は、常陸太田市西金砂そばの郷、西金砂湯けむりの郷及び物産センターこめ工場の設置及び管理に関する条例でございまして、第1条、第5条、第6条同様に、年齢区分に関する規定を統一するものでございます。

また、右側現行について、別表第2の適用の最下段に規定している身体障害者への減額につきましては、左側改正案のとおり規定を削り、他の温浴施設を含め、規則で定めることとしています。

49ページをご覧ください。

第8条は、常陸太田市郷土資料館の設置及び管理に関する条例でございまして、梅津会館について、市内の他の会議室と同様に、市外利用者の割増し料金を設定するため、左側改正案のとおり、別表の備考第4号として、割増し料金に関する規定を加えるものでございます。

50ページをご覧ください。

第9条は、常陸太田市里美文化センターの設置及び管理に関する条例でございまして、大集会室を区分して使用する場合、その3分の1または3分の2の額を徴収しており、現在は端数処理をする規定がなく、1円単位での徴収となっていること、及び、10円単位の設定について料金收受業務の効率化を図るため改正をするものでございます。

まず、左側改正案のとおり、別表の備考第6号について、端数処理をするためのただし書を加えるほか、大集会室の午前の使用料について、1,990円を2,000円に、夜間の使用料について、4,610円を4,600円に改めるものでございます。

51ページをご覧ください。

第10条は、常陸太田市西山研修所の設置及び管理に関する条例でございまして、児童生徒の料金区分を一体化するほか、市民と市外の利用者の料金区分を設定するため改正をするものでございます。

まず、右側現行のとおり、別表の区分1、児童生徒等（学校行事で利用）及び2、児童生徒の利用区分について、左側改正案のとおり、1、児童生徒の利用に統一するほか、2、学生等及び3、その他のものについて、それぞれ市民と市外の利用者を分けて利用料金を見直します。なお、

市外の利用者については、原則として市民の1.5倍の利用料金としています。

また、備考欄につきましても、児童生徒の区分を統一したことによる見直しをするものでございます。

恐れ入りますが、40ページにお戻り願います。

附則でございますが、第1項は施行期日を令和6年4月1日とするものでございます。

第2項の経過措置は、常陸太田市水府ふるさとセンター及び常陸太田市里美温泉保養センターが、本条例の改正前に販売した回数券については、条例改正後も利用できるようにするものでございます。

議案第46号は以上でございます。

続きまして、52ページをご覧ください。

議案第47号は、常陸太田市し尿処理場の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

提案理由でございますが、常陸太田市里美クリーンセンターを廃止するため、本条例の一部改正を行うものでございます。

本年6月の全員協議会で概要の説明をさせていただきましたとおり、常陸太田市公共施設等再配置計画等に基づき、常陸太田市里美クリーンセンターを廃止し、常陸太田市クリーンセンターに機能を集約するものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。

恐れ入りますが、54ページをお開き願います。

現行の第2条第2項の表中、常陸太田市里美クリーンセンターを削り、改正案のとおり表記するものでございます。

恐れ入りますが、53ページにお戻り願います。

附則でございますが、本条例は、令和6年4月1日から施行するものとしてございます。

議案第47号は以上でございます。

続きまして、55ページをご覧ください。

議案第48号は、常陸太田市火災予防条例の一部改正についてでございます。

提案理由でございますが、総務省消防庁により、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令」が、本年2月21日に公布され、同日から施行されたこと、及び、その一部が本年10月1日から施行されることに伴い、本条例の一部改正を行うものでございます。

内容につきましては、別ファイル資料によりご説明いたします。

恐れ入りますが、会議資料一覧にお戻り願います。

【附属資料】議案第48号をお開きいただき、令和5年第5回市議会定例会、議案第48号資料、常陸太田市火災予防条例の一部改正についてをご覧ください。

1の改正の背景でございますが、総務省消防庁により、①「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正

する省令」が公布され、電気自動車等向け急速充電設備に関する改正省令が本年10月1日から施行されること、②平成30年の「健康増進法」の改正によって、喫煙所の標識について異なる法令により規定されていたものを整理するため、火災予防条例（例）が改正されたことに対応するものでございます。

2、改正の内容でございますが、（1）①急速充電設備を定義等している条例第11条の2第1項の規定につきまして、（ア）急速充電設備の充電対象について、電気を動力源とする自動車、原動機付自転車に加え、船舶、航空機、その他これらに類するものに拡大いたします。

次に、（イ）急速充電設備に対する高出力化へのニーズの高まりなどを受けまして、安全性に関する検証結果を踏まえ、現在、変電設備として規制している200キロワット越えの設備についても急速充電設備に含める規制緩和を行うほか、コネクタを用いて充電するものを急速充電設備とするものでございます。

また、（ウ）変圧する機能を有する設備本体と充電ポストから構成される分離型のものについて、新たに急速充電設備と規定するものでございます。

②充電ポストの取扱いに関する条例第11条の2第1項第1号及び第2号の規定につきましては、変圧機能を有していない充電ポストは出火の危険性が低いことから、設備本体に求めている（ア）筐体を不燃性の金属材料でつくること、（イ）屋外に設ける場合は、建築物から3メートル以上の距離を保つこととしている規定を適用しないことといたします。

③緊急停止措置に関する条例第11条の2第1項第11号の規定につきましては、利用者が異常を認めたとときに、速やかに操作できる箇所に緊急停止措置を設けることを義務付けするものでございます。

④蓄電池につきましては、（ア）に記載のとおり、条例第11条の2第1項第16号を改正し、急速充電設備の設備本体に蓄電池を内蔵する場合、異常時に、急速充電設備を自動的に停止させる等の措置を義務付けていますが、内蔵する蓄電池が、主として保安のために設けるものみの場合は、当該措置を講じる必要がないこととするほか、（イ）に記載のとおり、17号を新たに設け、分離型の充電ポストについては、主として保安のために設けるものを除き、蓄電池を内蔵できないこととします。

その他、⑤に記載のとおり、条例第11条の2第1項第6号、第7号、第12号、第13号、第18号及び第19号について、急速充電設備の定義を見直したことを踏まえ、規定の整備等をするものでございます。

次に、（2）喫煙等に関する規定として、①に記載のとおり、条例第23条第3項第2号を改正し、標識等の基準について、「健康増進法」に規定する喫煙専用室標識が設置されている場合、喫煙所の標識等を設置しなくてもよいこととしますほか、②に記載のとおり、禁煙等の図記号の基準を定めていた条例第23条第3項第3号及び別表第7号を削除します。

また、③に記載のとおり、追加基準として、条例第23条第4項を新たに設け、禁煙、火気厳禁、または危険物持込み厳禁、並びに喫煙所と表示した標識に併せて図記号を用いる場合、国際標準化機構または日本産業規格で定めるものとします。

その他、④に記載のとおり、第23条第5項については規定の整備をいたします。

次に、(3)に記載のとおり、避雷設備に関する規定をしている条例第16条について、日本産業規格の定義を括弧書きにより追記いたします。

3の施行期日についてですが、この条例は公布の日から施行します。ただし、第11条の2第1項、具体的には、急速充電設備に関する規定の改正につきましては本年10月1日から施行するほか、既に設置済みまたは工事中の急速充電設備や禁煙等の図記号については、改正前の規定によるものとするなど、必要な経過措置規定を設けます。

議案第48号は以上でございます。

恐れ入りますが、議案書にお戻りいただきまして、64ページ、をご覧ください。

議案第49号は、市有財産の無償譲渡についてでございます。

市が保有する光ファイバーケーブル施設を無償譲渡するため、「地方自治法」第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1の譲渡財産でございますが、常陸太田地区の一部、佐都・河内地区及び金砂郷・水府・里美地区全域に市が整備した総延長約317キロメートルの光ファイバーケーブル及び関連附属設備でございます。

2の譲渡の相手方でございますが、千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目3番地、幕張テクノガーデンビルD棟13階、東日本電信電話株式会社、千葉営業部執行役員千葉事業部長、境麻千子でございます。

3の譲渡の理由でございますが、本施設の維持管理費用の削減、災害時の迅速な復旧対応等を図るため、本設備の対応事業者である2に記載の譲渡の相手方に無償譲渡するものでございます。

4の譲渡の時期でございますが、令和6年4月1日を予定しております。

議案第49号は以上でございます。

続きまして、65ページをご覧ください。

議案第50号は、常陸太田市町田運動公園整備工事請負契約についてでございます。

本年6月30日付で一般競争入札に付した常陸太田市町田運動公園整備工事について請負契約を締結するため、「地方自治法」第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

3の契約の金額は3億690万円。

4の契約の相手方は、オカベ・根本特定建設工事共同企業体でございます。日立市多賀町2丁目10番7号の株式会社オカベ代表取締役、岡部英明を代表者として、本市の株式会社根本工務所を構成員としてございます。

66ページをご覧ください。

工事の概要でございます。

1の工事場所は常陸太田市町田町91番1外。

2の工事内容でございますが、全体計画面積といたしまして、1万4,581平米。天然芝の運動広場4,250平米、ナイター照明付人工芝のフットサルコート1,550平米、ウレタン舗装

の100メートル走路482平米，リフレッシュロード400メートル，照明設備16基，駐車場48台，これらを整備する土木一式工事でございます。

67ページに配置図がございますので，後ほどご覧おきます。

議案第50号は，以上でございます。

提出議案に係る私からの説明は以上でございます。ご審議のほど，よろしくお申し上げます。

○藤田謙二議長 説明は終わりました。

日程第4 議案第51号ないし議案第58号

○藤田謙二議長 次，日程第4，議案第51号令和4年度常陸太田市一般会計歳入歳出決算認定について，議案第52号令和4年度常陸太田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について，議案第53号令和4年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について，議案第54号令和4年度常陸太田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について，議案第55号令和4年度常陸太田市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について，議案第56号令和4年度常陸太田市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について，議案第57号令和4年度常陸太田市簡易水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について，議案第58号令和4年度常陸太田市下水道事業等会計剰余金の処分及び決算の認定について，以上8件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。会計管理者。

〔山口宏造会計管理者 登壇〕

○山口宏造会計管理者 議案第51号から議案第54号の令和4年度常陸太田市一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算につきまして，提案者に代わりご説明申し上げます。

恐れ入りますが，会議資料02決算書（議案第51号から議案第54号）と表記されているファイルをお開きいただき，表題として，令和4年度常陸太田市一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算書の資料をご覧願います。

これから説明で申しますページは，決算書に付しておりますページとなります。

それでは，決算書1ページをお開き願います。

議案第51号から議案第54号令和4年度常陸太田市一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定につきまして，「地方自治法」233条第3項の規定により，令和4年度常陸太田市一般会計並びに特別会計歳入歳出決算を，監査委員の意見を添えて議会の認定に付するものでございます。

3ページの次のページをお開き願います。

初めに，議案第51号令和4年度常陸太田市一般会計歳入歳出決算につきましてご説明申し上げます。

5ページをお開き願います。

歳入決算額は272億9,060万3,165円で，予算額に対します収入率は98.6%でございます。

歳出決算額は259億3,805万7,851円で、予算に対します執行率は93.7%でございます。

歳入歳出差引き残額は、13億5,254万5,314円。内訳を申し上げますと、11億2,643万6,716円が翌年度への繰越し、2,726万3,650円が継続費の逓次繰越し、1億8,878万2,048円が繰越明許費の既収入特定財源及び一般財源分1,006万2,900円が事故繰越の一般財源分でございます。

説明欄をご覧ください。

歳入ですが、歳入予算額は276億6,785万2,122円、調定額は274億3,063万8,841円、予算額に対します調定率は99.1%でございます。収入済み歳入額は、歳入決算額と同額でございます。不納欠損額の889万4,406円は、主に「地方税法」の規定に基づき、該当する市税滞納分を欠損処分した金額でございます。また、収入未済歳入額1億3,114万1,270円の主なものは、市税諸収入等の未納分でございます。

次に、歳出でございますが、歳出予算額は、歳入予算額と同額、支出済み歳出額は、歳出決算額と同額でございます。継続費逓次繰越しは6,577万3,000円でございます。これは、土木費、教育費の2事業に係る繰越事業費でございます。繰越明許費は9億2,045万689円でございます。これは総務費、衛生費、農林水産業費、土木費、消防費、教育費の20事業に係る繰越事業費でございます。事故繰越は5,122万1,000円でございます。これは、土木費の2事業に係る繰越事業費でございます。不用額は6億9,234万9,582円でございます。主に、民生費及び教育費等でございます。

ただいまご説明いたしました内容の款項別明細が6ページから15ページに、また、「地方自治法施行令」第166条第2項に基づきます説明資料としての事項別明細書が40ページから295ページに、実質収支に関する調書が296ページに、財産に関する調書が374ページから380ページに記載されておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

また、会議資料一覧の中、別ファイルで【補足資料】議案第51号に、令和4年度一般会計歳出予算不用額理由別一覧表を提出しておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

なお、これからご説明申し上げます各特別会計決算書の説明欄の収入済み歳入額、歳出予算額、支出済み歳出額につきましては、決算額等と内容が重複しますので、説明を省略させていただきます。

それでは、15ページの次のページをお開き願います。

続きまして、議案第52号令和4年度常陸太田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきましてご説明を申し上げます。

17ページをお開き願います。

歳入決算額は54億6万3,278円で、予算額に対します収入率は100.5%でございます。また、歳出決算額は52億1,326万3,441円でございます。予算額に対します執行率は97.0%でございます。歳入歳出差引き残額は1億8,679万9,837円で、翌年度への繰越額でございます。

説明欄をご覧ください。

歳入でございますが、歳入予算額は53億7,377万2,000円、調定額は54億7,016万7,144円で、予算額に対します調定率は101.8%でございます。不納欠損額は552万4,743円で、「地方税法」の規定に基づき、該当する保険税滞納分を欠損処分したものでございます。収入未済歳入額は6,457万9,123円で、主に保険税の未納分等でございます。

歳出でございますが、不用額は1億6,050万8,559円で、主に、保険給付費及び予備費等でございます。

なお、款項別明細が18ページから21ページに、事項別明細書が298ページから325ページに、実質収支に関する調書が326ページに記載されておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

21ページの次のページをお開き願います。

次に、議案第53号令和4年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきましてご説明申し上げます。

23ページをお開き願います。

歳入決算額は、8億2,810万8,364円で、予算額に対します収入率は96.1%でございます。また、歳出決算額は8億2,513万5,828円で、予算額に対します執行率は95.8%でございます。歳入歳出残額297万2,536円は翌年度への繰越額でございます。

説明欄をご覧ください。

歳入でございますが、歳入予算額は8億6,151万4,000円、調定額は、8億2,988万4,914円で、予算額に対します調定率は、96.3%でございます。不納欠損額61万9,250円は、「高齢者の医療の確保に関する法律」の規定に基づき、該当する保険料滞納分を欠損処分したものでございます。収入未済歳入額115万7,300円は、保険料の未納分でございます。

歳出でございますが、不用額は3,637万8,172円で、主に後期高齢者医療広域連合納付金等でございます。

なお、款項別明細が24ページから27ページに、事項別明細書が328ページから335ページに、実質収支に関する調書が336ページに記載されておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

27ページの次のページをお開き願います。

次に、議案第54号令和4年度常陸太田市介護保険特別会計歳入歳出決算につきまして、ご説明申し上げます。

29ページをお開き願います。

歳入決算額は61億4,561万1,507円で、予算額に対します収入率は101.2%でございます。歳出決算額は59億3,516万7,993円で、予算額に対します執行率は97.7%でございます。歳入歳出差引き残額2億1,044万3,514円は翌年度への繰越額でございます。

説明欄をご覧ください。

歳入でございますが、歳入予算額は60億7,363万3,000円、調定額は61億5,185

万3,903円で、予算額に対します調定率は101.3%でございます。不納欠損額167万4,388円は、「介護保険法」の規定に基づき、該当する保険料を欠損処分したものでございます。収入未済歳入額456万8,008円は、保険料等の未納分でございます。

歳出でございますが、不用額は1億3,846万5,007円でございます。主に保険給付費等でございます。

なお、款項別明細が30ページから35ページに、事項別明細書が338ページから371ページに、実質収支に関する調書が372ページに記載されておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

このほか、「地方自治法」第233条第5項の規定により提出が求められております各会計の主要な施策の成果を説明する書類につきましては、令和4年度一般会計・特別会計決算に係る主要な施策の成果報告書をご覧いただきたいと存じます。

以上で、議案第51号から議案第54号の令和4年度常陸太田市一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算につきましての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○藤田謙二議長 上下水道部長。

〔畠山卓也上下水道部長 登壇〕

○畠山卓也上下水道部長 提案者に代わりまして、議案第55号から議案第58号までの4件についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、ファイル名03決算書（議案第55号から議案第58号）と表記されているファイルをお開きいただき、令和4年度常陸太田市公営企業会計決算書をご覧願います。

恐れ入りますが、決算書の2枚目をご覧願います。

議案第55号から議案第58号につきましては、令和4年度常陸太田市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定、常陸太田市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定、常陸太田市簡易水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定並びに常陸太田市下水道事業等会計剰余金の処分及び決算の認定について、「地方公営企業法」第32条第2項の規定に基づき、令和4年度常陸太田市水道事業会計決算、常陸太田市工業用水道事業会計決算、常陸太田市簡易水道事業会計決算及び常陸太田市下水道事業等会計決算に伴う剰余金を、剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、あわせて、同法第30条第4項の規定に基づき、令和4年度常陸太田市水道事業会計、常陸太田市工業用水道事業会計、常陸太田市簡易水道事業会計並びに常陸太田市下水道事業等会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

初めに、議案第55号令和4年度常陸太田市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、決算書の1ページをご覧願います。

令和4年度常陸太田市水道事業決算報告書の（1）収益的収入及び支出の収入でございます。

第1款水道事業収益の予算額合計は12億769万円で、決算額は12億1,510万517円となり、予算額に対する収入率は100.6%となっております。

決算書2ページをご覧願います。

支出でございますが、第1款水道事業費用の予算額合計は11億8,346万8,000円で、決算額は10億6,105万4,118円となり、予算額に対する執行率は89.7%となっております。

決算書3ページをご覧ください。

(2)の資本的収入及び支出の収入でございます。

第1款資本的収入の予算額合計は3億7,885万4,000円で、決算額は3億4,149万4,050円となり、予算額に対する収入率は90.1%となっております。

決算書4ページをご覧ください。

支出でございますが、第1款資本的支出の予算額合計は9億2,261万4,000円で、決算額は8億4,673万6,771円となり、予算額に対する執行率は91.8%となっております。

なお欄外に記載してございますが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額5億524万2,721円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,625万544円及び過年度分損益勘定留保資金4億6,899万2,177円で補填をいたしました。

次に、決算書5ページをご覧ください。

令和4年度常陸太田市水道事業損益計算書についてご説明申し上げます。

初めに、1の営業収益でございますが、(1)の給水収益と(2)のその他の営業収益と合わせまして8億4,823万6,849円でございます。

2の営業費用につきましては、(1)の原水及び浄水費から(5)の資産減耗費まで合わせまして9億3,189万3,457円で、営業損失は、右端の列、上から1行目になりますが、8,365万6,608円となっております。

3の営業外収益でございますが、(1)の受取利息及び配当金から(4)の雑収益まで合わせまして2億7,859万745円でございます。

4の営業外費用につきましては、(1)の支払利息及び企業債取扱諸費と(2)の雑支出と合わせまして7,786万6,351円でございます。

その結果、その下の経常利益につきましては、右端の列、上から3行目になりますが、1億1,706万7,786円となり、その下の当年度純利益につきましても、同額の1億1,706万7,786円となりました。その下の前年度繰越利益剰余金が3,066万6,330円、さらに、その下のその他未処分利益剰余金変動額がゼロ円でございますので、一番下の当年度未処分利益剰余金につきましては、1億4,773万4,116円となっております。

決算書7ページをご覧ください。

令和4年度常陸太田市水道事業剰余金処分計算書(案)についてご説明申し上げます。

右端の列、未処分利益剰余金でございますが、先ほど損益計算書でご説明させていただきました当年度末残高1億4,773万4,116円のうち、1億1,706万7,786円を、今後老朽化が進みます水道施設の更新工事などに備え、建設改良積立金に積み立てることといたしまして、処分後残高を3,066万6,330円とするものでございます。

決算書8ページをご覧ください。

令和5年3月31日における貸借対照表でございますが、恐れ入りますが、後ほどご確認願います。

また、決算書15ページから決算附属書類がございますので、恐れ入りますが、そちらも、後ほどご覧おきいただきたいと存じます。

議案第55号は、以上でございます。

続きまして、議案第56号令和4年度常陸太田市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、決算書35ページをご覧願います。

令和4年度常陸太田市工業用水道事業決算報告書の(1)収益的収入及び支出の収入でございます。

第1款工業用水道事業収益の予算額合計は1億382万9,000円で、決算額は9,876万472円となり、予算額に対する収入率は95.1%となっております。

決算書36ページをご覧願います。

支出でございますが、第1款工業用水道事業費用の予算額合計は1億479万円で、決算額は9,671万5,655円となり、予算額に対する執行率は92.3%となっております。

決算書37ページをご覧願います。

(2)の資本的収入及び支出の支出でございますが、第1款資本的支出の予算額合計は1,771万5,000円で、決算額は1,771万3,705円となり、予算額に対する執行率は99.9%となっております。

なお欄外に記載してございますが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1,771万3,705円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填をいたしました。

次に、決算書38ページをご覧願います。

令和4年度常陸太田市工業用水道事業損益計算書についてご説明申し上げます。

初めに、1の営業収益でございますが、(1)の給水収益が5,704万3,790円でございます。

2の営業費用につきましては、(1)の原水及び浄水費から(4)の減価償却費まで合わせまして9,012万6,976円で、営業損失は、右端の列、上から1行目になりますが、3,308万3,186円となっております。

3の営業外収益でございますが、(1)の受取利息及び配当金から(4)の雑収益まで合わせまして3,515万2,358円でございます。

4の営業外費用につきましては、(1)の支払利息及び企業債取扱諸費が2万4,355円でございます。

その結果、その下の経常利益につきましては、右端の列、上から3行目になりますが、204万4,817円となり、その下の当年度純利益につきましても、同額の204万4,817円となりました。その下の前年度繰越利益剰余金が374万3,598円、さらにその下のその他未処分利益剰余金変動額がゼロ円でございますので、一番下の当年度未処分利益剰余金につきましては

578万8,415円となっております。

決算書40ページをご覧ください。

令和4年度常陸太田市工業用水道事業剰余金処分計算書（案）についてご説明申し上げます。

右端の列、未処分利益剰余金でございますが、先ほど損益計算書でご説明させていただきました当年度末残高578万8,415円のうち、131万3,001円を今後の企業債償還に備え、減債積立金に積立てをし、73万1,816円を、今後老朽化が進みます工業用水道施設の更新工事などに備え、建設改良積立金に積み立てることといたしまして、処分後残高を374万3,598円とするものでございます。

決算書41ページをご覧ください。

令和5年3月31日における貸借対照表でございますが、こちらも恐れ入りますが、後ほどご確認をお願いいたします。

また、決算書47ページから決算附属書類がございますので、恐れ入りますが、こちらも後ほどご覧おきいただきたいと思います。

議案第56号は以上でございます。

続きまして、議案第57号令和4年度常陸太田市簡易水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、決算書59ページをご覧ください。

令和4年度常陸太田市簡易水道事業決算報告書の（1）収益的収入及び支出の収入でございます。

第1款簡易水道事業収益の予算額合計は3億7,276万2,000円で、決算額は3億9,502万4,764円となり、予算額に対する収入率は106.0%となっております。

決算書60ページをご覧ください。

支出でございますが、第1款簡易水道事業費用の予算額合計は3億8,104万9,000円で、決算額は3億3,699万1,152円となり、予算額に対する執行率は88.4%となっております。

決算書61ページをご覧ください。

（2）の資本的収入及び支出の収入でございます。

第1款資本的収入の予算額合計は3億7,613万5,000円で、決算額は8,699万8,285円となり、予算額に対する収入率は23.1%となっております。

決算書62ページをご覧ください。

支出でございますが、第1款資本的支出の予算額合計は4億2,839万7,000円で、決算額は1億2,956万7,510円となり、予算額に対する執行率は30.2%となっております。

なお欄外に記載してございますが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額4,256万9,225円につきましては、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,484万1,152円及び過年度分損益勘定留保資金2,772万8,073円で補填をいたしました。

次に、決算書63ページをご覧ください。

令和4年度常陸太田市簡易水道事業損益計算書についてご説明を申し上げます。

初めに、1の営業収益でございますが、(1)の給水収益と(2)のその他の営業収益と合わせまして、9,201万3,960円でございます。

2の営業費用につきましては、(1)の原水及び浄水費から(5)の資産減耗費まで合わせまして3億1,257万7,012円で、営業損失は、右端の列、上から1行目になりますが、2億2,056万3,052円となっております。

3の営業外収益でございますが、(1)の受取利息及び配当金から(4)の雑収益まで合わせまして2億8,467万6,665円でございます。

4の営業外費用につきましては、(1)の支払利息及び企業債取扱諸費と(2)の雑支出と合わせまして1,259万8,433円でございます。

その結果、その下の経常利益につきましては、右端の列、上から3行目になりますが、5,151万5,180円となり、その下の当年度純利益につきましても、同額の5,151万5,180円となりました。その下の前年度繰越利益剰余金が2,079万8,553円、さらにその下のその他未処分利益剰余金変動額がゼロ円でございますので、一番下の当年度未処分利益剰余金は7,231万3,733円となっております。

決算書65ページをご覧ください。

令和4年度常陸太田市簡易水道事業剰余金処分計算書(案)についてご説明申し上げます。

右端の列、未処分利益剰余金でございますが、先ほど損益計算書でご説明させていただきました当年度末残高7,231万3,733円のうち、5,151万5,180円を、今後老朽化が進みます簡易水道施設の更新工事などに備え、建設改良積立金に積立てをすることといたしまして、処分後残高を2,079万8,553円とするものでございます。

決算書66ページをご覧ください。

令和5年3月31日における貸借対照表でございますが、恐れ入りますが、後ほどご確認願います。

また、決算書71ページから決算附属書類がございますので、恐れ入りますが、そちらも、後ほどご覧おきいただきたいと存じます。

議案第57号は以上でございます。

続きまして、議案第58号令和4年度常陸太田市下水道事業等会計剰余金の処分及び決算の認定についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、決算書89ページをご覧ください。

令和4年度常陸太田市下水道事業等決算報告書の(1)収益的収入及び支出の収入でございます。

第1款下水道事業等収益の予算額合計は19億8,039万円で、決算額は19億8,275万1,321円となり、予算額に対する収入率は100.1%となっております。

決算書90ページをご覧ください。

支出でございますが、第1款下水道事業等費用の予算額合計は16億8,324万7,000円

で、決算額は15億565万3,577円となり、予算額に対する執行率は89.4%となっております。

決算書91ページをご覧ください。

(2)の資本的収入及び支出の収入でございます。

第1款資本的収入の予算額合計は15億3,390万1,000円で、決算額は9億8,352万3,830円となり、予算額に対する収入率は64.1%となっております。

決算書92ページをご覧ください。

支出でございますが、第1款資本的支出の予算額合計は19億6,063万4,000円で、決算額は11億5,497万6,759円となり、予算額に対する執行率は58.9%となっております。

なお欄外に記載してございますが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億7,145万2,929円につきましては、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,788万9,035円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,228万7,214円及び過年度分損益勘定留保資金1億4,127万6,680円で補填をいたしました。

次に、決算書93ページをご覧ください。

令和4年度常陸太田市下水道事業等損益計算書についてご説明申し上げます。

初めに、1の営業収益でございますが、(1)の下水道使用料から(3)のその他の営業収益まで合わせまして4億6,272万1,813円でございます。

2の営業費用につきましては、(1)の管渠費から(6)の資産減耗費まで合わせまして13億2,719万4,675円で、営業損失は、右端の列、上から1行目になりますが、8億6,447万2,862円となっております。

3の営業外収益でございますが、(1)の受取利息及び配当金から(5)の雑収益まで合わせまして14億6,947万755円でございます。

4の営業外費用につきましては、(1)の支払利息及び企業債取扱諸費と(2)の雑支出と合わせまして1億5,178万1,932円でございます。

その結果、その下の経常利益につきましては、右端の列、上から3行目になりますが、4億5,321万5,961円となり、その下の当年度純利益につきましても、同額の4億5,321万5,961円となりました。

決算書94ページをご覧ください。

前年度繰越利益剰余金が1億2,592万5,723円、さらに、その下のその他未処分利益剰余金変動額がゼロ円でございますので、一番下の当年度未処分利益剰余金につきましては5億7,914万1,684円となっております。

決算書96ページをご覧ください。

令和4年度常陸太田市下水道事業等剰余金処分計算書(案)につきましてご説明申し上げます。

右端の列、未処分利益剰余金でございますが、先ほど損益計算書でご説明させていただきました当年度末残高5億7,914万1,684円のうち、5,512万8,432円を今後の企業債償

還に備え減債積立金に積立てをし、3億9,808万7,529円を、今後老朽化が進みます下水道施設の更新工事などに備え、建設改良積立金に積み立てることといたしまして、処分後残高を1億2,592万5,723円とするものでございます。

決算書97ページをご覧ください。

令和5年3月31日における貸借対照表でございますが、こちらも恐れ入りますが、後ほどご確認願います。

また、決算書105ページから決算附属書類がございますので、恐れ入りますが、そちらも後ほどご覧おきいただきたいと存じます。

議案第58号は以上でございます。

議案第55号から議案第58号について、私からの説明は以上でございます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○藤田謙二議長 説明は終わりました。

この際、監査委員より決算審査の結果について報告を求めます。井坂監査委員。

〔井坂光利監査委員 登壇〕

○井坂光利監査委員 令和4年度の決算審査の経過と結果についてご報告いたします。

初めに、一般会計及び特別会計決算並びに基金運用状況について申し上げます。

この決算審査は、「地方自治法」第233条第2項及び第241条第5項の規定に基づきまして実施いたしました。審査の対象といたしました決算及び書類につきましては、お手元の審査意見書の4ページに(1)から(3)の3項目に分けて記載をいたしました。

第1項目めは、一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、以上、4会計の歳入歳出決算でございます。

第2項目めは、政令で定める書類でありまして、一般会計及び各特別会計、それぞれの歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書並びに財産に関する調書でございます。

第3項目めは、奨学基金、印紙等購入基金について、その運用状況を審査するための基金運用状況調書でございます。

決算の審査に当たりましては、一般会計及び各特別会計、歳入歳出決算書並びに政令で定める書類につきましては、関係諸帳簿、書類等を照査し、定期監査及び例月現金出納検査等の結果を参考にしながら、決算の計数の正確性、あるいは収入支出の合理性についての確認を行い、併せて関係職員からの聴取や説明を受け審査を行いました。審査の運用状況につきましては、基金運用状況調書、関係諸帳簿により、決算書及び政令で定められた書類の審査に準じて審査を行いました。

審査に付されました各会計の歳入歳出決算書、政令で定める書類はいずれも関係法令に準拠して作成されており、計数は、関係諸帳簿、証書類を照査した結果、それぞれ符合しており、正確であることを認めました。また、基金運用状況につきましても、条例の目的に沿って適正に運用されており、計数は関係諸帳簿と符合し、計数的にも正確であることを認めました。

続きまして、公営企業の決算審査の経過と結果についてご報告いたします。

この審査は、「地方公営企業法」第30条第2項の規定に基づき実施いたしました。

審査の対象は、水道事業会計、工業用水道事業会計、簡易水道事業会計、下水道事業等会計、以上4会計の決算でございます。

審査に付されました書類は、決算書として決算報告書、財務諸表として損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書及び貸借対照表、さらに、決算附属資料として事業報告書、キャッシュフロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書でございます。これらの書類が「地方公営企業法」その他関係書類に準拠して適正に表示されているかどうか、経営状況及び財政状況が適正に表示されているかどうかについて審査いたしました。

その結果、審査に付されました決算報告書、財務諸表、その他の書類は、関係法令に準拠して作成され、かつ計数は正確で、その経営状況及び財政状況は適正に表示されていることを認めました。

以上、一般会計、各特別会計、各公営企業会計の決算審査の概要について申し上げます。詳細につきましてはそれぞれの審査意見書をご覧くださいと思います。

○藤田謙二議長 報告は終わりました。

日程第5 議案第59号ないし議案第63号

○藤田謙二議長 次、日程第5、議案第59号令和5年度常陸太田市一般会計補正予算（第6号）について、議案第60号令和5年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、議案第61号令和5年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、議案第62号令和5年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、議案第63号令和5年度常陸太田市下水道事業等会計補正予算（第1号）について、以上5件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

〔田中慈和副市長 登壇〕

○田中慈和副市長 提案者に代わりまして、ご説明いたします。

恐れ入りますが、04補正予算書（議案第59号～議案第63号）と表記されているファイルをお開きいただきまして、2ページをご覧ください。

議案第59号は、令和5年度常陸太田市一般会計補正予算（第6号）でございます。

3ページをご覧ください。

第1条で歳入歳出予算の総額にそれぞれ5億3,009万2,000円を追加し、総額を270億5,579万5,000円とするものでございます。

第2条で債務負担行為の設定、第3条で地方債の補正を行っております。

主な補正内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、11ページをご覧ください。

歳入でございます。

1段目の10款地方特例交付金及び2段目の11款地方交付税の補正につきましては、いずれ

も交付額の確定によるものでございます。

3段目の15款1項2目衛生費国庫負担金26万5,000円及び5段目の16款1項2目衛生費県負担金13万2,000円の補正につきましては、歳出予算で補正をいたします養育医療給付費の財源として追加するものでございます。

2段お戻りいただき、3段目の15款1項3目土木費国庫負担金1,790万円の補正につきましては、歳出予算で補正をいたします堅磐町・上土木内町共同墓地の共用部整備工事費の財源として追加するものでございます。

4段目の15款2項国庫補助金181万3,000円の補正につきましては、本市が要望しておりましたスマートフォン教室開催等の財源として、本年6月13日付で国から交付決定されたことに伴い追加するものでございます。

最下段の、19款1項特別会計繰入金の補正につきましては、いずれも特別会計における令和4年度決算額の確定及び職員の定期人事異動並びに会計年度任用職員の任用決定に伴う人件費の増減により、一般会計への精算金合わせまして1,721万6,000円を減額するものでございます。

12ページをご覧ください。

1段目の19款2項基金繰入金の補正につきましては、令和4年度決算剰余金を今年度の歳入へ編入するなどによりまして、財政調整基金4億4,281万9,000円を減額するものでございます。

2段目の20款繰越金の補正につきましては、令和4年度決算剰余金を今年度の歳入へ編入するため、前年度繰越しとして8億7,643万6,000円を追加するものでございます。

3段目の21款諸収入の補正につきましては、介護保険における国及び県からの低所得者保険料軽減負担金について、令和4年度決算額の確定による精算金46万9,000円を追加するものでございます。

最下段の22款市債につきましては、臨時財政対策債発行可能額の確定により、2,303万9,000円を減額するものでございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出でございますが、今回の補正は、各費目にわたり職員の定期人事異動及び会計年度任用職員の任用決定に伴う人件費の増減がございますが、これらにつきましては説明を割愛し、主要な事項について説明をさせていただきます。

13ページをご覧ください。

下段の2款1項3目財政管理費の補正につきましては、「地方財政法」に基づく歳計剰余金の積立金といたしまして、令和4年度実質収支の2分の1、5億6,321万9,000円を財政調整基金へ積み立てるものでございます。

14ページをご覧ください。

上段は、款項の記載はございませんが、2款1項総務管理費でございます。

5目財産管理費の補正につきましては、国土交通省が実施しております久慈川緊急治水対策プ

プロジェクトにより移転となります堅磐町・上土木内町共同墓地の共用部整備工事費用といたしまして、1,790万円を追加するものでございます。

9目情報通信管理費の補正につきましては、高齢者等が地元の集会所等で、より身近にスマートフォン教室が受講できるよう、本市が要望しておりました移動型スマートフォン教室の開催等の財源が、本年6月13日付で国から交付決定されたことに伴い、116回分、146万3,000円を追加するものでございます。

14目交通対策費の補正につきましては、高齢者等の移動手段として需要が高まっております予約型乗り合いタクシー事業について、運行範囲の制限及び時間便を撤廃し、運行区域内時間内において自由に乗り降りできるよう事業を拡充するため、426万1,000円を追加するものでございます。

恐れ入りますが、少し飛びまして、17ページをご覧ください。

上段は、款項目の記載はございませんが、3款2項2目保育所費でございます。

7節報償費の補正につきましては、木崎保育園及び宮ノ脇保育園における施設の老朽化等を踏まえ、今後の在り方を検討する整備検討委員会を設置するため、委員報償費として8万1,000円を追加するものでございます。

18ページをご覧ください。

上段は款項の記載はございませんが、4款1項保健衛生費でございます。

3目母子衛生費のうち、19節扶助費の補正につきましては、低出生体重児の出生により養育医療給付費の増加が見込まれるため、47万8,000円を追加するものでございます。

20ページをご覧ください。

中段の7款1項1目土木総務費のうち、18節負担金、補助及び交付金の補正につきましては、棚谷町において県が実施しております急傾斜地崩壊対策工事の事業拡大に伴い、本市負担金として追加工事費の10%に当たります200万円を追加するものでございます。

21ページをご覧ください。

上段は款項の記載はございませんが、7款4項都市計画費でございます。

2目街路事業費の補正につきましては、新宿・西宮線の道路用地買収に伴う測量調査委託料として48万4,000円を追加するものでございます。

下段の8款1項5目災害対策費の補正につきましては、当初予算に計上しておりました要介護3以上の方など、法に基づく避難行動要支援者に配布を予定していました非常持ち出し用リュック300個に加えまして、民生委員等との協議によりまして、支援が必要と認められた方の分として、800個の追加購入、配送する費用として、合わせまして440万円を追加するものでございます。

22ページをご覧ください。

3段目の9款2項1目学校管理費93万7,000円、及び、最下段の9款3項1目学校管理費のうち、次のページの13節使用料及び賃借料28万円の補正につきましては、当初予算で計上しております小中学校のソフトウェアライセンス使用料が値上げされるため、それぞれ追加する

ものでございます。

25ページをご覧願います。

下段の11款公債費の補正につきましては、前年度市債の借入れ額確定及び過去に借り入れた市債の利率見直しに伴い、合わせまして1,783万円を減額するものでございます。

歳出は以上でございます。

恐れ入りますが、7ページにお戻り願います。

第2表は、債務負担行為でございます。

地域おこし推進業務につきまして、令和6年度4月から採用する協力隊隊員の募集に向けまして、募集期間を十分に確保するため、債務の負担を行うものでございます。

8ページをご覧願います。

第3表は地方債補正でございます。

1の変更でございますが、臨時財政対策債発行可能額の確定により、限度額を左側の1億1,100万円から、右側の8,796万1,000円に減額するものでございます。

議案第59号は以上でございます。

続きまして、31ページをご覧願います。

議案第60号は、令和5年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございます。

32ページをご覧願います。

第1条で歳入歳出予算の総額にそれぞれ8,888万4,000円を追加し、総額を54億7,967万5,000円とするものでございます。

主な補正内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、37ページをご覧願います。

歳入でございます。

1段目の3款1項3目出産育児一時金臨時補助金の補正につきましては、出産育児一時金の支給を今年度から8万円引き上げたことに伴い、支援措置として、国から1件当たり5,000円が交付されることにより追加するものでございます。

2段目の4款1項1目保険給付費等交付金の補正につきましては、歳出予算で補正をいたしません一般被保険者高額介護合算療養費の財源として追加するものでございます。

3段目の6款1項1目一般会計繰入金金の補正につきましては、職員の定期人事異動等に伴うものでございます。

4段目の6款2項1目支払準備基金繰入金金の補正につきましては、歳入歳出の予算調整による減額でございます。

最下段の7款繰越金の補正につきましては、令和4年度決算による繰越金の確定に伴うものでございます。

歳入は以上でございます。

38ページをご覧願います。

歳出でございます。

1 段目の 1 款 1 項総務管理費及び 2 段目の 1 款 2 項徴税費の補正につきましては、職員の定期人事異動及び育児休暇を取得している職員の人件費について、減額するものでございます。

最下段の 2 款 2 項高額療養費の補正につきましては、一般被保険者高額介護合算療養費の支給世帯の増加に伴い追加するものでございます。

3 9 ページをご覧ください。

1 段目の 6 款基金積立金の補正につきましては、令和 4 年度決算繰越しに伴いまして、支払準備基金へ積み立てるものでございます。

2 段目の 7 款 2 項繰出金の補正につきましては、令和 4 年度決算額の確定により、一般会計繰出金を精算するものでございます。

議案第 6 0 号は以上でございます。

続きまして、4 3 ページをご覧ください。

議案第 6 1 号は、令和 5 年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）でございます。

4 4 ページをご覧ください。

第 1 条で歳入歳出予算の総額からそれぞれ 6 万 8, 0 0 0 円を減額し、総額を 8 億 8, 0 5 6 万 3, 0 0 0 円とするものでございます。

主な補正内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、4 9 ページをご覧ください。

歳入でございます。

1 段目の 3 款 1 項一般会計繰入金の補正につきましては、職員の定期人事異動に伴うものでございます。

2 段目の 4 款繰越金の補正につきましては、令和 4 年度決算による繰越金の確定に伴うものでございます。

3 段目の 5 款 2 項償還金及び還付加算金の補正につきましては、歳出予算で補正をいたします資格喪失者等への保険料還付金の増額分について、後期高齢者医療広域連合から交付されるものでございます。

歳入は以上でございます。

5 0 ページをご覧ください。

歳出でございます。

1 段目の 1 款 1 項総務管理費の補正につきましては、職員の定期人事異動に伴い減額するものでございます。

2 段目の 3 款 1 項償還金及び還付加算金の補正につきましては、資格喪失者等への保険料還付金に不足が見込まれますことから、増額するものでございます。

3 段目の 3 款 2 項繰出金の補正につきましては、令和 4 年度決算額の確定により、一般会計繰出金を精算するものでございます。

最下段の4款1項予備費の補正につきましては、歳入歳出の予算調整によるものでございます。議案第61号は以上でございます。

続きまして、52ページをご覧ください。

議案第62号は、令和5年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第1号）でございます。53ページをご覧ください。

第1条で歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億8,967万5,000円を追加し、総額を62億51万3,000円とするものでございます。

主な補正内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、58ページをご覧ください。

歳入でございます。

1段目の4款1項支払基金交付金に係る2つの交付金の補正につきましては、令和4年度の実績による交付金の確定に伴うものでございます。

2段目の7款1項一般会計繰入金の補正につきましては、職員の定期人事異動に伴うものでございます。

3段目の同款2項基金繰入金の補正につきましては、歳入歳出の予算調整による減額でございます。

4段目の8款1項繰越金の補正につきましては、令和4年度決算による繰越金の確定に伴うものでございます。

59ページをご覧ください。

歳出でございます。

1段目の1款1項総務管理費及び2段目の同款3項介護認定審査会費の補正につきましては、職員の定期人事異動に伴うものでございます。

最下段の6款1項基金積立金の補正につきましては、令和4年度決算繰越しに伴いまして、支払準備基金へ積み立てるものでございます。

60ページをご覧ください。

1段目の8款1項償還金及び還付加算金につきましては、令和4年度決算に伴い、国庫補助等へ精算返還するものでございます。

2段目の同款2項繰出金の補正につきましては、令和4年度決算に伴い、一般会計繰出金について精算するものでございます。

議案第62号は、以上でございます。

補正予算に係る私からの説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○藤田謙二議長 上下水道部長。

〔畠山卓也上下水道部長 登壇〕

○畠山卓也上下水道部長 議案第63号について、提案者に代わりましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、先ほど提案説明がございました議案第62号に引き続き補正予算書をご覧い

ただきたいと存じます。

64ページをご覧ください。

議案第63号は、令和5年度常陸太田市下水道事業等会計補正予算（第1号）でございます。

65ページをご覧ください。

第1条は、総則でございます。

第2条は、業務の予定量の補正でございますが、（3）の主要な建設改良事業につきまして、7,779万2,000円を追加するものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出の補正でございます。

支出につきまして、第1款第1項営業費用を30万円、同款2項営業外費用を1,800万9,000円追加するものでございます。

第4条は、資本的収入及び支出の補正でございます。

補填財源等につきましては、ご覧のとおりでございます。支出の第1款第1項建設改良費を7,779万2,000円追加するものでございます。

補正内容の詳細につきましては、補正予算明細書によりご説明申し上げます。

恐れ入りますが、76ページをご覧ください。

収益的収入及び支出の支出でございます。

1款1項3目17節の負担金の補正につきましては、農業集落排水事業において、前年度に実施いたしました里美白幡台団地下水処理施設を里美中部地区農業集落排水処理施設に統合するための事業確定に伴い、茨城県土地改良事業団体連合会より、新たに30万円の特別賦課金を徴収する旨の通知がございましたため、負担金としまして、30万円を追加させていただくものでございます。

続いて、同款2項2目1節のその他雑支出の補正につきましては、令和4年度からの繰越事業として実施しております東部土地区画整理事業に伴う雨水幹線整備工事や、雨水幹線防護柵整備工事、また、里美中部地区農業集落排水処理施設の機械設備更新工事などに対する国庫補助金に係る消費税相当額1,800万9,000円を追加するものでございます。

次に、77ページをご覧ください。

資本的収入及び支出の支出でございます。

1款1項1目2節の工事費の補正につきましては、四季の丘はたそめ区域における公共下水道の抜本的対策の工事費といたしまして、7,590万円を追加するものでございます。

詳細は、参考資料を添付しておりますので、後ほどご説明をさせていただきます。

次に、同款同項2目2節の工事費の補正でございますが、里美中部地区農業集落排水処理施設における電気設備更新工事について、資材単価の高騰に伴いまして、現予算では工事発注ができない状況となりましたため、不足する額189万2,000円を追加させていただくものでございます。

なお、66ページから75ページに補正予算の説明書がございますので、恐れ入りますが、後ほどご覧おきいただきたいと存じます。

続きまして、恐れ入りますが、議案第63号に係る附属資料をご覧ください。

補正予算のうち、四季の丘はたそめ区域における公共下水道の抜本的対策工事に係る補正ですが、資料の1、抜本的対策工事の内容に記載しましたとおり、本年度の工事分といたしまして、工事費7,590万円を追加させていただくものでございます。

内容といたしましては、工事延長が口径150ミリの圧送管を580メートル敷設するもので、場所につきましては、図に赤い色で示しました箇所となります。赤色の実線部分は開削による敷設、点線部分は推進工法による敷設となります。丸で示しました箇所は、推進工法とするための立坑となります。

敷設場所が、東部土地区画整理事業地内の金井近隣公園や、国道349号バイパス東側の農道などとなりますため、東部土地区画整理事業や農作業に影響を及ぼさないことを考慮し、まずは抜本的対策工事をこの箇所から実施してまいりたいと考えてございます。

議案第63号について、私からの説明は以上でございます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○藤田謙二議長 説明は終わりました。

○藤田謙二議長 以上で本日の議事は議了いたしました。

次回は9月5日定刻より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午後0時03分散会